

国立公園指定における伊勢志摩国立公園の特異性の背景と伊勢神宮の関係

Background of the Exceptional Designation of Ise-Shima as a National Park and Its Relationship with Ise Grand Shrine

水内 佑輔* 古谷 勝則*

Yusuke MIZUUCHI Katsunori FURUYA

Abstract: Ise-Shima National Park is the only national park that was designated without a deliberation of the National Park Commission in 1946, right after World War II. The objective of this study is to clarify this exceptional case of Ise-Shima's designation as a national park, in relation to Ise Jingu (the Ise Grand Shrine), by exploring the background of its designation. The background can be roughly divided into two periods: during World War II, and right after the war. It has been confirmed that Ise Jingu imposed its influence in different ways in each period. The transportation network was well established due to Ise Jingu's characteristics as a sacred place and for the purpose of shrine visits. This indirectly influenced the designation of the national park candidates in the Shima region. Soon after the war, Ise Jingu faced the threat of being dismantled. Walter Popham of GHQ and Ishigami Kashiro of the Ministry of Welfare recognized the value of Ise Jingu and proposed that they designate the shrine area of Ise Jingu as a national park. Re-establishment of the administrations of national parks was still in process; however, the necessity for speedy protection of Ise Jingu served as a key factor for the unusual designation. After the designation of Ise-Shima National Park, the demand for national park designations increased all over the country, and this was the impetus for national park administrations to fully resume their work.

Keywords: National Park, Ise-Shima National Park, Ise Grand Shrine, Ishigami Kashiro, Walter Popham

キーワード: 国立公園, 伊勢志摩国立公園, 伊勢神宮, 石神甲子郎, ウォルター・ポバム

1. はじめに

日本の国立公園の選定条件は時代背景や社会情勢によって変化している。伊勢志摩国立公園以前の12¹⁾の国立公園は日本を代表する自然風景であり、旧来の名所旧蹟を中心に、風景の観光利用による外貨獲得を主目的として選定されたものである。そして、伊勢志摩国立公園を始めとする1940年代後半に指定された第2群の国立公園の選定方針²⁾は休養地の適正配置だとされている。この選定方針は戦中の1940年代前半に国民の体力増強のために打ち出された選定方針が、戦後に少し形を変えたものである。このように伊勢志摩国立公園は新たな選定方針における第1番目の指定であり、また戦中より計画され、戦後に第1番目に単独で指定されるというような転換期の国立公園である。加えて、伊勢志摩国立公園は全国の国立公園と比べて、個性的な特性を持っている。第一に土地所有者区分があげられる。日本の国立公園全体での私有地の割合は約25.6%となっているが、伊勢志摩国立公園においては私有地の割合は現在約96%となっている³⁾。第二に伊勢志摩国立公園は、国立公園の自然状態を調査する学術調査を行い、その結果を国立公園委員会にて審議するという経緯を唯一経ていない国立公園である。このような特異で個性的な要素を持つにも関わらず、伊勢志摩国立公園に関する研究は多くない。

油井(2006)⁴⁾は伊勢志摩国立公園の成立の経緯について触れ、上記の学術調査や審議を経していない点を指摘している。しかし、その点に対しGHQの国立公園担当のウォルター・ポバムの関与を唆すのみである。また、村串(2008)⁵⁾はポバムの戦後の国立公園への影響力や、伊勢志摩国立公園指定に大きな影響を及ぼしたと述べているものの、1946年という時期や、GHQより神道指令が出される中で、伊勢神宮を含む伊勢志摩国立公園のみが指定されたことに疑問を呈している。全国国立公園における区域決定の対象と意図を分析した堀(1993)⁶⁾の論文においても伊勢志摩国立公園の区域決定は、わが国の国立公園行政史上最も意図の掴みにくい計画であり、特異な存在であって、唯一目的が不明だと論じ

られている。また、他に国立公園の指定の背景を扱ったものとして佐山(2003)⁷⁾の論文があるが、昭和30年代の国立公園を扱ったものである。丸山(1994)⁸⁾は黎明期の国立公園の成立について扱い、1886年の伊勢神宮を中心とした帝国公園概念⁹⁾について僅かに触れているが、伊勢志摩国立公園の成立については論じられていない。西田(1999)¹⁰⁾は石神甲子郎とウォルター・ポバムの関係と彼らの資質については触れているものの、2人の伊勢志摩国立公園への関与は扱っていない。

このように、これまでの国立公園の指定に関する研究では、伊勢志摩国立公園など、戦後すぐの国立公園の指定の経緯を考察した研究は少ない。そこで、国立公園法が成立した昭和初期から戦中を経て昭和23年頃までに焦点を当て、伊勢志摩国立公園がどのようにして成立したのかについて、歴史的な分析を加えながら考察することを目的とした。

2. 研究方法

指定の経緯を、国を中心とした国立公園行政の資料と、地元の資料とを対比しながら、解き明かしていくこととした。

国立公園行政の資料としては、国立公園協会発行の雑誌「国立公園」や「日本の国立公園」などの資料により分析した。地元の資料としては、伊勢志摩国立公園協会が発行する「20年史」、「50年史」をはじめとする各種資料、さらに伊勢神宮に関しては神宮司庁発行の「明治・神宮百年史」などに拠った。また現地調査として、伊勢志摩国立公園協会(2011年8月2日)、海の博物館(同年8月3日)と環境省志摩自然保護官事務所(同年8月12日)で、指定経緯のインタビュー調査を行った。

国立公園の選定標準には副次的条件として交通便利なることが入っており、特に伊勢志摩国立公園は利用圏を重視した指定であるとされている。さらに伊勢志摩国立公園の指定には近畿日本鉄道の尽力があったと田村剛は述べている¹¹⁾。そこで本論では、伊勢地方の伊勢神宮を中心とした鉄道の発展過程を整理し、志摩地

*千葉大学大学院園芸学研究所

方での鉄道の開通に伴う国立公園誘致運動の発生の経緯を論じた。

昭和初期に制定された国立公園の選定方針が、1940年代の戦時体制下において変化する。この変化に対応して志摩地方は国立公園候補地に選定されたが、戦局悪化による国立公園行政の停止により、正式指定が消滅した経緯を追った。伊勢志摩地方においては伊勢神宮の存在が大きく、国立公園の指定に密接に関わってきた経緯を国立公園行政側の資料と伊勢神宮側の資料から考察した。

一方、戦後直ぐの混乱期においては行政の仕組みが整っておらず、特定の人物の意向が強く反映される状況にあった。伊勢志摩国立公園の指定ではGHQのポパムと厚生省の石神が深く関与した点を論じた。

3. 伊勢志摩地方の鉄道のネットワーク

(1) 津から伊勢への開通（1897年から1911年）

風景地の利用が設置の念頭にある国立公園において交通網の整備は重要な要素である。1897年に現在のJR参宮線にあたる参宮鉄道が伊勢神宮への参宮利用のために津駅から山田駅¹²⁾までの全線を開通させる。さらに伊勢電気鉄道が外宮の前から二見間を、朝熊山登山鉄道は朝熊山にケーブルカーを通し、国鉄参宮線は鳥羽まで延伸された。このように大正年間うちに伊勢地方の主要な観光地は鉄道によって結ばれた。(図-1, 2)

(2) 近鉄の伊勢への進出（1930年代）

増え続ける伊勢神宮への参宮客に対しての宇治山田市側からの需要もあり、1930年に参宮急行¹³⁾、伊勢電気鉄道¹⁴⁾が伊勢に進出する。この参宮急行によって大阪と伊勢は約2時間で結ばれた。さらに参宮急行は、伊勢電鉄を買収し¹⁵⁾、1938年には名古屋と伊勢を1時間50分で結んだ。この結果、伊勢地方は大都市である大阪圏、中京圏とを鉄道によって2時間圏内で結ばれることとなった。また、近鉄資本¹⁶⁾は伊勢電鉄の吸収により、伊勢電鉄が保有していた伊勢地方のバス事業も手中にし、さらに1939年には伊勢電気鉄道や朝熊山登山鉄道を吸収していた神都交通の営業権を譲受し、伊勢地方の鉄道網とバス事業を独占した。(図-1, 2)

(3) 鳥羽から奥志摩への延伸（1929年）

一方、主要な産業や知名度の高い観光地に乏しい奥志摩地方への鉄道敷設は苦難の道を進んでいた。その状況打破のため、関係町村長や御木本幸吉ら有力者は官民一体となって鉄道敷設に動いた。その結果1929年に志摩電気鉄道によって鳥羽から賢島間が結ばれることとなった。この志摩電鉄は漁業の振興と志摩地方の自然景観を将来的には観光産業にまで高め、伊勢神宮への参宮客を誘致することを意図とした鉄道であったが¹⁷⁾、現実的には産業や資源に乏しい志摩地方での鉄道経営は困難を極めた。この志摩電鉄の経営向上のために国立公園誘致運動が発生する。(図-1)

(4) 戦時体制下の鉄道（1940年）

戦時体制に入らな中で不要不急の旅行の制限が起こる。朝熊山ケーブルカーも廃止され、線路が軍需物資として徴収される。その一方で、皇紀二千六百年記念事業や国体強化のために神宮¹⁸⁾や皇室御陵などを巡る聖地参拝旅行は推奨され、近鉄資本は沿線に伊勢神宮だけでなく、樫原神宮や熱田神宮や、皇室ゆかりの史蹟を有していたため大きな利益を受けた。1941年の広告(図-3)では、上記の3神宮に加え畷傍御陵、桃山御陵、そして南朝をはじめ皇室ゆかりの資産を数多く有する吉野が強調されている¹⁹⁾。

(5) 小括：鉄道ネットワークと伊勢神宮

伊勢神宮の存在は伊勢地方の旧来からの観光地の鉄道によるネットワーク化を促す。さらに、大都市圏と伊勢地方が近鉄資本によって高速に連結され、集客力を上げていく。(図-1, 2)一方、奥志摩は漸く鉄道が通ったものの、近代化に向けて観光による開発を必要としていた。そのため、志摩地方に国立公園誘致運動が勃興する。また、戦時体制においても神宮への参拝旅行は特権的

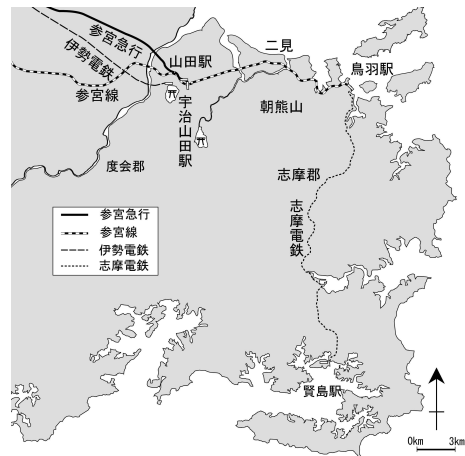


図-1 伊勢志摩地方の鉄道網

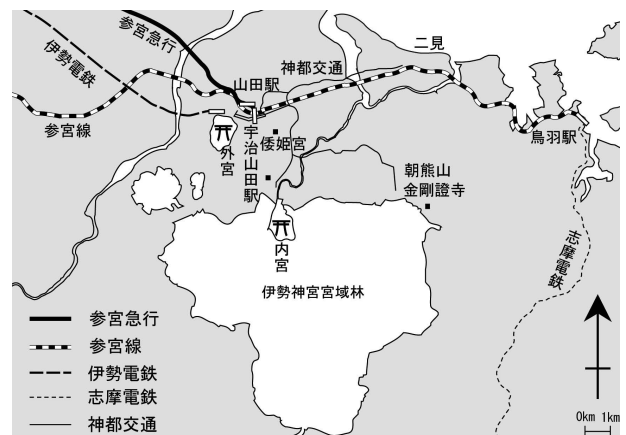


図-2 伊勢地方の鉄道網と神宮宮域林



図-3 参宮急行の広告(1941)

に扱われ、近鉄に大きな利益をもたらしていた。

4. 国立公園誘致運動

(1) 昭和初期の国立公園誘致運動

1927年の日本新八景において、伊勢志摩地方からは鳥羽湾、朝熊山が日本百景に入っており、鳥羽では応募推進団体である八景講による活動が見られる²⁰⁾。この運動が国立公園運動に結びつくのは想像に難しくなく、実際に1931年1月には安達内務大臣に国立公園陳情書を提出している。この時点では宇治山田市、朝熊山を

中心として志摩、度会から北牟婁に至る海岸一体を国立公園とする計画であった。伊勢神宮側は神宮域の公園化には乗り気ではないとはいえども、聖地に近接しているという利点を述べている²¹⁾。

1931年3月には奈良県の吉野地方を中心とする国立公園指定運動と結びつき、奈良県、和歌山県、三重県が一丸となった近畿国立公園運動期成会同盟が組織された²²⁾。この時には大台ヶ原、吉野群山、朝熊山を包含した区域を国立公園とする運動であった。しかし、1936年2月の吉野熊野国立公園指定において伊勢志摩地方は指定区域外となった。12月には県会議長石原円吉を中心として関係町村長らの連名で潮内務大臣へ、志摩地方と吉野熊野国立公園との海の風景の連続性の意趣を以て吉野熊野国立公園への編入の意見書を提出している²³⁾。しかし、国立公園委員会で俎上に載る²⁴⁾ものの、編入されることはなかった。

(2) 戦時体制下の国立公園選定方針の変化

1940年代に入り、戦時体制に向かう中、国立公園行政にも大きな変化が起きており、国立公園の選定方針も変化していく。田村剛²⁵⁾は、原生的風景の保護と利用のために国際的な視点を持ち、かつ科学的選定のもとに生まれたのが国立公園法であり、12の国立公園であると述べている。しかし、国立公園内での産業開発の問題、国際情勢の変化により外国人観光客も皆無なる状態であること。さらに交通網の統制により一般国立公園利用者が大きな打撃を受けるという、保護利用の両面から国立公園が難局にあるということを確認している。その上で、国立公園によって保存される国土は学術的な意義だけでなく、愛郷心や愛国心を養うという精神的な意義を主張する。そして、国立公園を野外休養や団体訓練の場として位置付け、国民の利用の機会を均等にすべく、国立公園の国土上の適正配置の必要性を訴える。風景地としては12の国立公園に及ばずとも、適切な地理条件にあるならば国立公園として適する²⁶⁾という、戦時体制に適合した新たな国立公園の必要性を訴える。さらに「国土計画と休養地」²⁷⁾を発表し、国立公園の再定義を行っている。国立公園の利用率や人口分布等、またアメリカの国立公園の再考察を行い、従来の山岳や森林等の原始的風景地に偏った国立公園ではなく、海岸島嶼や史蹟、保健地等を考慮し、都市圏から120km圏内、1泊で行くことが可能な国立公園を国土に適正配置すること²⁸⁾を提唱し、新たな国立公園候補地を示している。(図-4)

(3) 志摩国立公園候補地の選定と戦況悪化による消滅

そして、新たな国立公園候補地の中に志摩地方は選ばれる。中京圏の国立公園の不足を解消し、関西圏からも時間的に利用圏内にあり、鳥羽から志摩台地にかけての広大な外洋に面する田園的景観地ということで、消極的提案ではあるが国立公園候補地として提示されている²⁹⁾。そして田村や厚生省人口局吉江体練課長らの視察を受ける³⁰⁾。また、地元町村では志摩国立公園期成同盟会を結成するなどの動きがある³¹⁾。その中で厚生省は国土計画対策委員会を選定したものから6候補地³²⁾を選び、志摩地方は候補地として選ばれることとなった³³⁾。また、1943年3月1日には衆議院請願委員会において、伊勢神宮に接する聖地であり、臨海景観に優れ、温暖であり、皇国民の体力向上に資する場所であり、また神宮参拝者のために交通網が整備されているため、国立公園として適切であるという時局に沿った請願を行い、採択されている³⁴⁾³⁵⁾。8月7日には厚生省から正式に国立公園候補地とする通達³⁶⁾が三重県になされた。志摩国立公園が現実味を帯びる中で志摩電鉄は輸送強化を発表、関西急行³⁶⁾も志摩を視察し、期成同盟会と緊密な連絡を取り、協力を約した³⁷⁾。しかし、戦局の悪化により、1944年7月には国立公園行政は完全に停止となり、志摩国立公園の他の5つの国立公園の正式指定も消滅することとなった。

(4) 小括：伊勢志摩地方の国立公園誘致運動

国立公園法が制定される中で、生産資源に乏しい志摩地方は観光による近代化を試みた。そして、国立公園指定に動くが、

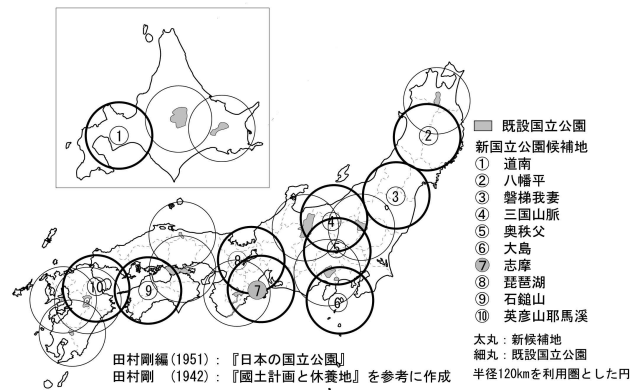


図-4 国立公園体系図

当時の選定条件に合致しなかった志摩地方の国立公園指定への道は遠かった。しかし、戦時体制に突入する中で、国立公園の選定条件は変化し、国民の精神涵養、体力向上の観点から国土計画的に自然風景地の適正配置を検討することとなった。その際に国土上の位置や、伊勢神宮の存在による鉄道網の発達によって2つの大都市圏からのアクセスが良く、聖地の隣接地として精神涵養上からも好都合な志摩地方³⁸⁾が国立公園候補地として浮上し、1943年には厚生省により正式に候補地として指定された。しかし、戦況悪化による国立公園行政停止により、正式指定されることはなかった。

5. 伊勢神宮の概要

(1) 明治以前の伊勢神宮

古来より鎮座している伊勢神宮の存在は非常に大きく、宇治山田は神宮³⁹⁾の門前町として、神宮より大きな恩恵を受け、参宮客を中心とした生業を続けてきた。中世以降には御師らが外宮の豊受大御神参拝を各地に広めることにより庶民からも崇敬される神宮像を作り上げ、年間数百万人が伊勢を訪れることとなった。徳川幕府は神宮を尊重し、大神宮御敷地という名目で神領地内を無税とする特別措置を取った。さらに山田奉行を置き、式年遷宮の費用も幕府によって拠出されるなど、特権的な地位を保有した。

(2) 近代日本の中での神宮

明治維新後、祭政一致の思想に基づき、伊勢神宮は大きな変容を遂げる。これまで有していた歴史的な伊勢神宮の立ち位置に加え、1869年3月の明治天皇御親拝により伊勢神宮の新国家における特別な位置が確定した⁴⁰⁾。社格が定められ、全国の神社が国家の統制下に置かれた際には神宮はその筆頭に位置した。また、祠官の世襲制が廃止され、中央政府の神祇大副近衛忠房が祭主を兼ねた。さらに神宮は特別な優遇措置が取られていたものの上知令により神領地を失い、その代替として神宮経費が支給され、国庫供進金として、終戦まで継続した⁴¹⁾。また、明治以前は御師が配布していた大麻を神宮司庁のみが配布することとなるなど、神宮の中央集権制を強めた。

明治天皇や国家の要人が参拝することも多く、さらに1941年の治安維持法において、皇室と並び伊勢神宮は不敬の対象となるなど、国家体制に組み込まれ⁴²⁾、「帝国日本」の象徴として存在していた。神宮参拝も推奨され、多くの人々が参宮した。

宇治山田市も国家の聖地⁴³⁾として、大神都特別都市計画が計画されるなど、神宮を中心とした都市を形成した。また、神宮関係特別都市計画法による事業が国の直轄事業として行われた⁴⁴⁾。

(3) 戦後混乱期の伊勢神宮への圧迫

GHQは神道に対する日本政府の関与を排除する一方で、宗教的自由の方針から神道を認めるという方針であった。その中で、日本側は当初神宮を皇室の宗廟として宮内省に移管し、維持する

という方向を検討した。しかし、国家の財政的援助なしに皇室費のみで神宮の経済を維持していくことが不可能という判断、さらに皇室の廟とすると、一般人の参拝が禁止されてしまうために、国民の信仰の対象として神宮を神社という民間宗教団体として位置づけ、そして祭主を皇族にすることによって皇室と特別な関係を維持するという方針転換がなされた⁴⁵⁾。1945年12月14日には内務省より1949年の式年遷宮御造営中止の告示、15日には神道指令が出され伊勢神宮を始めとする神道及び神社は国家からの財政的支援、また保護を失った。その結果、国庫供進金は廃止され、治安維持法も廃止されたために伊勢神宮は国家による一切の保護を失い、丸裸の状態となった。GHQは境内地や山林なども必要最小限だけ残して取上げるべきで、宗教団体は財産を持たず丸裸になって信者から上がってくるものだけで立っていくのが理想であるという基本姿勢であり、内宮、外宮とも、神殿の敷地と参道と若干の尊厳保持に必要な森林さえあれば他は必要ないというのが神宮への処分の基本方針であった⁴⁶⁾。さらに戦前に国体の象徴とされていた反動により、国内からも旧体制の象徴として、革新勢力からの風当たりは強くなっていく。実際に外宮の池沼の鴨は尽く密猟され、式年遷宮御用材や神宮神域の老杉林を伐採し、戦災復興へ供給せよとの圧力が加わった。そして、それを聞かされたものによる盗伐や、五十鈴川の魚を網で攫い、食用にするなど、神宮は内外からの圧力にさらされることとなった。(図-2)

(4) 小括：伊勢神宮の変容

伊勢参りに代表されるように、江戸時代には多くの民衆が参拝した伊勢神宮は、明治以降は皇室の宗廟として国体の中に組み込まれ、新たな形で多くの参宮客が訪れることとなった。しかし、戦後には、国家による保護を失い、戦前体制を象徴するものとして神宮は内外より様々な圧力にさらされるという困難に直面した。

6. 戦後混乱期の国立公園行政

(1) 国立公園行政におけるGHQの影響

1945年8月15日に終戦の詔が出されているが、その後早くも各地で国立公園誘致運動は動き出す⁴⁷⁾。田村らは終戦直後より積極的に動き、10月には立ち消えになった6つの国立公園候補地の指定に向けて厚生省に働きかけていることが確認される⁴⁸⁾。そして、11月12日にはGHQより「国立公園を含む文化的歴史的宗教的重要性を一般に認められた作品と地域の保存保護につき必要な一切の手段を講じ、その維持管理に任ずるよう」との指令⁴⁹⁾⁵⁰⁾が発せられた。GHQの国立公園に対する基本方針は1949年のリッチー覚書において明確に判明する⁵¹⁾。村串(2008)⁵²⁾によればGHQ側は田村ら旧来の国立公園行政に携わる人物を信頼しながら、日本の貧弱な国立公園行政を、アメリカ型の営造物国立公園へと変革する意図をもって臨んだと述べている。そして、GHQの民間情報教育局のウォルター・ポパムが国立公園担当官として赴任する⁵³⁾。戦後の国立公園においてポパムの果たした役割は非常に大きく、田村や⁵⁴⁾石神甲子郎も絶大な信頼を寄せていた⁵⁵⁾。11月12日の「指令」を受けて、内閣総合企画局戦災復興課に配転されていた、石神甲子郎技師を厚生省健民局保健課に呼び戻すことにより、日本の国立公園行政は再開された。石神を中心にその後加わる数人の復員者に加え、1946年6月頃に厚生省囑託として復帰する田村を指導者として少人数で戦後の国立公園行政は展開された。1946年には、ポパムより石神に「天然記念物や風景地等の維持管理指令」と「全国の景勝地の現状報告」が命じられ、以降国立公園行政はGHQの承認の上でのみ進められることとなった⁵⁶⁾。

(2) 神宮と国立公園と石神甲子郎

1946年3月27日に、石神らの視察を前にして志摩国立公園打合せ会が二見町で開かれた。神宮側も出席したが、神域の国立公園化の提案に対しては、戦前と同様一蹴していた⁵⁷⁾⁵⁸⁾。しかし、4

月4日に国立公園懇談会が開かれ、ここにおいて神宮側と石神の間に話し合いが持たれる。神宮側は神域の国立公園化には懸念を示す。しかし、神域での盗伐や密猟に対して石神に相談を持ちかけた。石神は国家側からの保護は国立公園の特別地域に指定することのみであるとして、国立公園化を提案した。その結果、神宮側は国立公園への認識を改め、公園参加を検討した⁵⁹⁾。

この石神の提案の背景と神宮側の態度の変化には、明治神宮の造営が影響している。石神は1925年に東京帝国大学農学部を卒業し、内務省明治神宮造営局に奉職し、明治神宮外苑造営、明治神宮内苑林苑主任として奉仕しており、その後内務省衛生局技師を務めた人物である。この為、神社界に明るく、伊勢神宮側とも旧知であった⁶⁰⁾。明治神宮の造営事業が日本の造園界に大きな影響を及ぼしたことは数多く指摘されているが、やはり石神への影響も多大なものであった。畔上(2011)⁶¹⁾は明治神宮造営の結果、郷土木の天然林が鎮守の森の理想像であり、尚且つ神社には森が必須であるという論理が日本の造園界に構築された点を指摘している。石神はこの近代造園界の鎮守の森論を継承し、神宮宮域林を重要視する。石神は神宮宮域林が民俗信仰を現す理想的な姿であり、全国民のふるさととして老木木の集団を尊ぶべきであるとした。その為、200年輪伐といえども宮域林を伐採し、式年遷宮用材とすることに反対している。また、宮域林を特別保護地区指定し、禁伐にすべきだと主張している。加えて、スギ、ヒノキは生態学的に郷土木ではないため倒木、折損しやすいと、郷土木である常緑広葉樹林による神宮林が適当であると述べている⁶²⁾。

このように神宮側と旧知であり、自らの専門性から神宮の価値と同時に神宮宮域林を重んじる人物が国立公園の担当官であったことは神宮の国立公園参加に大きな影響を及ぼした。

そして、改めて大宮司⁶³⁾が厚生省の石神の元を訪れ、神宮域の国立公園編入を申し出た。それを受けた石神は神道指令が出されている以上、神宮を前面に押し出せば国立公園化はおぼつかないと考え、アメリカで人気のある志摩地方の真珠の生産環境の保護を名目に絡めることを思いつく。さらに伊勢志摩国立公園のみの申し出では不自然と考え、他の指定希望地や候補地とともにGHQに提出しようと考えた⁶⁴⁾。

一方、神宮側は石神の国立公園編入の提案を宇治山田市議会議長であった北岡善之助⁶⁵⁾に相談している⁶⁶⁾。後に市長選に出馬する際の公約⁶⁷⁾にも見て取れるように、北岡は神宮と宇治山田を不可分のものと考えており、この石神の提案に対して積極的に賛成し、1946年4月22日には宇治山田市議会で神宮の国立公園編入について決議し、三重県議会にも働きかけている。また、伊勢新聞の小林文一記者の関与により、陳情書の名称を志摩国立公園から伊勢志摩国立公園に変更している⁶⁸⁾。

(3) ウォルター・ポパムの提案

1946年6月6日、ポパムは神宮の宝物の調査のために伊勢神宮を訪れる。神宮側は当初非常に警戒するも、東洋美術への観賞眼の高いポパム⁶⁹⁾を信頼した。一方で、ポパムも神宮が世界的な文化財だという認識を示している。その信頼関係のもとで神宮側はポパムへ神域への進駐軍のジープによる侵入や、宮域林の盗伐についての相談を持ちかける。前者についてポパムは自らの権限でGHQ名での禁止札を出すことを許可し、後者については石神と同様に国立公園法の特別地域指定での法的保護を提案している。そして、自分は国立公園担当官であるので特別に便宜を計るとも述べている。その後もポパムは家族連れで神宮を訪れるなど、さまざまな援助や助言を神宮側に行っている⁷⁰⁾。

(4) ポパムの伊勢志摩視察

11月20日の指定の際の石神の述懐によれば、石神自身は上記のポパムと伊勢神宮の結びつきを知らず、GHQが神宮保護を目的とする編入を許可するかには甚だ疑問であったと述べられてお

り⁷¹⁾、石神は極めて慎重に動いていく。前述⁷²⁾の申し出を受け、ポパムは12国立公園や指定希望地を視察することとなった。東京以北の視察には石神が同行し、関西・九州方面は平林技手が同行した。そして、最後に残された伊勢志摩国立公園の視察は10月17日の神嘗祭に合わせて行われ、ポパムだけでなく、天然記念物課長のホリス少佐も同行することとなった⁷³⁾。この視察では石神ら厚生省だけでなく、文部省と神宮も加わって神宮中心の調査を行い、神嘗祭を見学した。その後、志摩地方の視察をし、英虞湾の多徳島にて御木本幸吉と面会、真珠工場にて加工する真珠を見せ、真珠を贈るなどを行った。伊勢志摩視察完了後の記者会見においてホリスは最も印象的だった場所が神宮境内であると述べる⁷⁴⁾など、ポパム以外のGHQの人間に対しても神宮の価値を示すことが出来、この視察は成功に終わることとなる⁷⁵⁾。

(5) 戦後初の国立公園指定

この視察の後、ポパムより伊勢志摩のみ指定手続きを許可される。残りの候補地に関してはアメリカより国立公園の専門家が来日した後に調査を行い、行政指導を行うこととされた。そして、早くも11月20日に伊勢志摩国立公園の指定が告示された。GHQ内の折衝はすべてポパムが行っている⁷⁶⁾。先述したようにGHQは日本の国立公園行政をアメリカ型に改変する意図があった。ゆえに基本的な方針としてはリッチーの来日と調査の後に、国立公園行政を変革させることを前提に動いていた。しかし、ポパムは神宮の価値を非常に重視し、神宮の保護のためには早期の指定が必要であること認識していた。日本側も国立公園行政は完全に復活しておらず、国立公園委員会も解散したままであったが、GHQの指示ということで正式に指定することとなった。伊勢志摩国立公園の指定により、新しい国家体制の下で神宮の法的担保が行われ、国立公園法という新たな形で国家が神宮を守ることが可能となった。日本の国立公園の性格上、指定によって強力な保護が行われたというわけではない。実際に神宮への圧力は1948年が絶頂であった。しかし、この指定により、神宮の規模が縮小させられていたとしても、神宮林を残すことが可能になったことは事実である⁷⁷⁾。このように最も重要であったのは速やかな国立公園指定によるGHQや国家から神宮への法的担保であったために、学術調査や公園計画等は遅れることとなった。伊勢志摩国立公園の公園区域は宇治山田市の一部を除いて、(図-5の点線)ほぼ全て

市長村界が公園区域となっている。(図-5 実線)

堀の論文では公園区域からは公園目的にどう対応し、何を表現しようとしているのか、明確にわからないと述べられている⁷⁸⁾。

しかし、この公園区域設定には伊勢神宮の保護という意図が見える。そして、それ以外の区域は早期指定が求められたことにより詳細な区域設定を行うことが出来なかったという痕跡がうかがえる⁷⁹⁾。

北岡は1947年3月の市長選の際には遷宮の促進と博覧会開催のみを公約に打ち出した。そして、神宮に依存しない宇治山田を目指した鈴木邦彦に勝利した。その後、博覧会を開催し、伊勢志摩国立公園、伊勢神宮の存在を全国に喧伝した⁸⁰⁾。近鉄も神社参拝修学旅行禁止令が出されるなど、参宮客が減少していたため、急行を廃止していた⁸¹⁾⁸²⁾。しかし、ポパムの視察後には活発に活動し始め⁸³⁾、指定以降は伊勢志摩国立公園という主題での宣伝が可能になり、観光開発に意欲的に取り組んでいく。

7. おわりに

以上のように、本研究では伊勢志摩国立公園成立の背景を鉄道網、地元の国立公園誘致運動、伊勢神宮、国立公園行政の時代に伴う変容から考察した。特に戦後の国立公園行政復活期における、日米の重要人物である石神とポパムの伊勢神宮保護を目的とした関与を示した。戦前、戦中は伊勢神宮の存在が、戦後は伊勢神宮の緊急なる保護が伊勢志摩国立公園の成立に影響していたというのが本研究の結論である。以下、3つの時期に分けて整理を行う。

(1) 1930年代まで (図-6)

伊勢神宮が鎮座する伊勢地方は、江戸時代には伊勢参りや、御師などの独特のシステムによって構成された地であった。明治維新により伊勢神宮が国家の聖地として組み替えられ、国家の特別な地として重要視された。宇治山田市も神都として参宮客を前提とした特殊な都市計画がなされ、交通網も整えられた。近鉄資本により関西圏、中京圏と2時間で結ばれ、域内の交通網は近鉄資本によって独占された。一方、志摩地方は農地や主要な産業や資源も無く、近代化に取り残されるという焦りを持っていた。そして、隣接する伊勢神宮の参宮客を志摩の風景地に呼び込むという、観光による近代化の道を選ぶ。その過程で生まれたのが国立公園誘致であった。しかし、当時の選定条件に合致しなかった志摩は初期の国立公園候補地にすら採り上げられることはなかった。

(2) 1940年代前半 (図-7)

戦時状況に伴い国立公園選定方針が変化する中で、国民精神の涵養、鍛錬、体力向上の観点から、国土計画的視点で自然風景地の適正な配置が検討された。この検討の中で志摩地方が国立公園候補地に指定された。志摩地方では伊勢神宮の参宮客のために交通網が整備されており、国土計画的視点で自然風景地の適正な配置にも合致していた。また、志摩地方は聖地としての伊勢神宮に隣接していたことから、国民精神涵養の観点からも候補に指定された。しかし、国立公園行政の停止により一旦は動きが消滅する。

(3) 1945年以降 (図-8)

戦後の国立公園はGHQのポパムの指導下で石神、田村らの少人数で再開した。一方、伊勢神宮はGHQによる神道指令により、国家の保護を失い、存亡の危機に瀕していた。神宮の保護の手段として国立公園法を使うということを目米の重要人物である石神とポパムの双方が提案し、戦前の志摩国立公園候補地に神宮が編入され、伊勢志摩国立公園として指定されることとなった。神宮の国家による早急な法的保護が必要であったために、学術調査や公園計画は後回しとなり、まだ復活していなかった国立公園委員会による審議も行われず、GHQの許可による異例の指定が行われていた。この指定により、全国各地からの国立公園指定要望が増え、国立公園行政が本格的に復活する後押しとなった。

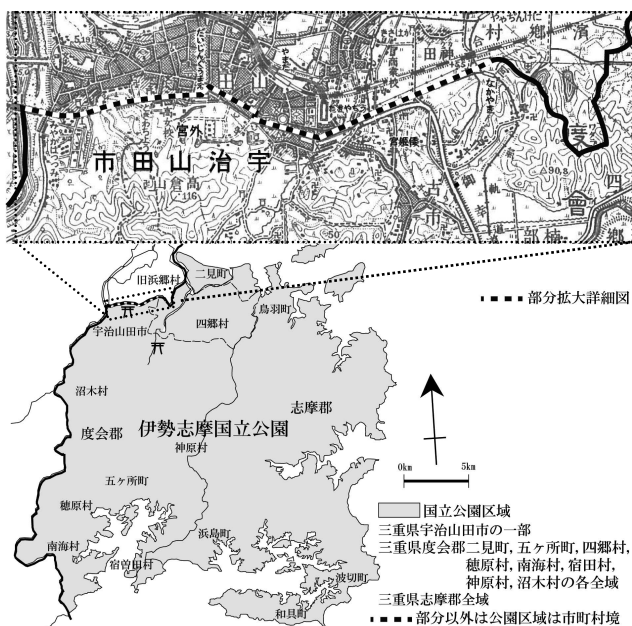


図-5 伊勢志摩国立公園の公園区域

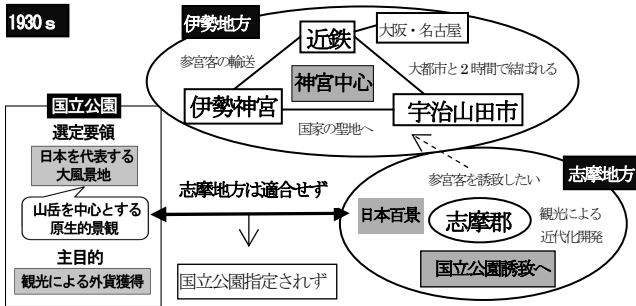


図 - 6 1930年代の模式図
神宮中心の交通網形成と志摩地方の国立公園運動勃興

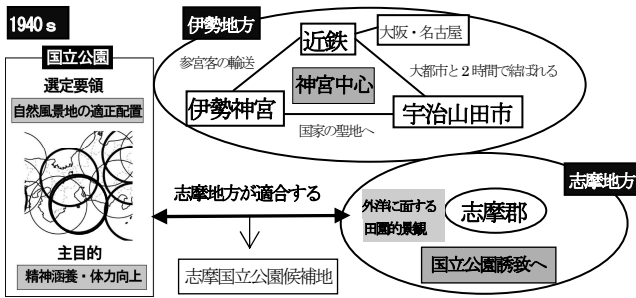


図 - 7 1940年代前半の模式図
国立公園選定方針の変化と志摩国立公園候補地指定へ

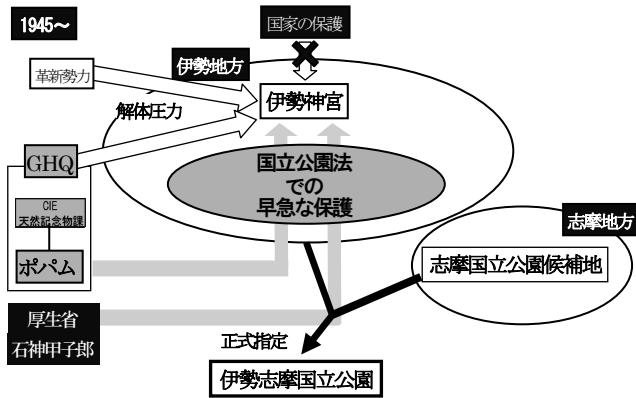


図 - 8 1945年以降の模式図
伊勢神宮の保護と伊勢志摩国立公園

補注及び引用文献

- 1) 戦前外地で指定されたものを除く。
- 2) 2006年11月30日環境省国立・国定公園の指定及び管理運営に関する検討会 第1回指定分科会資料2
- 3) 環境省, 2011年4月1日現在。
- 4) 油井正昭 (2006): 伊勢志摩国立公園成立の特異性: 国立公園(647), 20-21
- 5) 村津仁三郎 (2008): 敗戦直後における国立公園制度の復活(下): 経済志林 76(1), 69-164
- 6) 堀繁 (1993): わが国の国立公園の計画管理の実態とその変遷に関する研究: 東大農学部演習林報告, 90, 97-182
- 7) 佐山浩 (2003): わが国の昭和30年代における国立公園指定の特徴と背景: ランドスケープ研究 66(5), 120-12
- 8) 丸山宏 (1994): 近代日本公園史の研究: 思文閣出版, 269-375
- 9) 前掲 8), 336-337
- 10) 西田正憲 (1999): 国民公園の発足, 公園化とその計画原理等の観点からみた京都御苑の戦後の変遷: ランドスケープ研究 62(5), 439-442
- 11) 伊勢志摩国立公園 20年史編集委員会 (1968): 伊勢志摩国立公園 20年史: 伊勢志摩国立公園協会, 217
- 12) 現在の伊勢市駅
- 13) 大阪電気軌道の子会社で, 後の近畿日本鉄道にあたる。
- 14) 以下, 伊勢電鉄。上記の伊勢電気鉄道とは別会社。

- 15) 大阪電気軌道の子会社の関西急行電鉄を設立し, 買収した後に参宮急行に吸収。
- 16) 以下, 現在の近畿日本鉄道グループにあたるものを示す。
- 17) 鳥羽市史編さん室 編 (1991): 鳥羽市史, 下巻 300
- 18) この場合は伊勢神宮のみではなく, 橿原神宮や明治神宮などの他の神宮も示す。
- 19) 参宮急行広告 (1941): 伊勢年鑑: 伊勢新聞社
- 20) 前掲 17), 308
- 21) 御木本幸吉や宇治山田市長代理宮崎一雄, 三重県会議長中川庄九郎らが筆頭に関係町村長や県議員らの連書 伊勢新聞: 1931年1月27日
- 22) 伊勢新聞: 1931年3月20日
- 23) 前掲 11), 39-40
- 24) 田村剛 (1951): 日本の国立公園: 国立公園協会, 45
- 25) 田村剛 (1941): 時局化の国立公園と新日本国立公園の提唱: 国立公園(13)5, 29-31
- 26) 国立公園の選定は山岳中心の風景であった。しかし, 伝統的な日本人の風景観は日本三景が表象するように海景であるとし, 西洋の原生的山岳景観への憧憬による風景認識の変化を論じている。
- 27) 田村剛 (1942): 国土計画と休養地: 国立公園(14)1-4,
- 28) 田村は国立公園体系と称する。
- 29) 田村剛 (1942): 国土計画と休養地: 国立公園(14)2, 29
- 30) 田村は1947年の秋と1948年6月2-3日に視察。吉江は1947年6月2日に視察。
- 31) 前掲 11), 41
- 32) 秩父, 大島天城, 琵琶湖, 志摩, 金剛高野, 耶馬溪, 耶馬溪山
- 33) 前掲 24), 52-53
- 34) 1943年3月1日衆議院第六回請願委員会議事録
- 35) 「国立公園」では候補地の金剛高野, 奥秩父, 大島, 耶馬溪の陳情が省略される。
- 36) 大阪電気軌道と参宮急行の合併会社。1944年には近畿日本鉄道(近鉄)となる。
- 37) 前掲 11), 41
- 38) 志摩国立公園という名称であるが, 志摩地方だけでなく, 伊勢地方の朝熊山や二見なども包括する区域設定である。
- 39) 以降特に注釈がない場合「神宮」は「伊勢神宮」を示す。
- 40) 伊勢市編 (1968): 伊勢市史, 861
- 41) 前掲 40), 867-868
- 42) 治安維持法第一章第七条
- 43) 当時, 宇治山田市は「神都」と呼称されている。
- 44) 前掲 40), 518-526
- 45) 奥山倫明 (2009): 岸本英夫の昭和20年: 東京大学学術年報 26, 21
- 46) 木村政生 (2006): 神宮宮域林の変遷: 国立公園(647), 19
- 47) 石神甲子郎 (1956): 国立公園の二十五の變遷史: 国立公園(82, 83), 12
- 48) 朝日新聞: 1945年10月17日
- 49) 環境庁自然保護局編 (1981): 自然保護行政のあゆみ, 89
- 50) 前掲 24), 44
- 51) 前掲 24), 67-69
- 52) 前掲 5)
- 53) 1945年9月23日に来日。
- 54) 前掲 24), 55
- 55) 前掲 47), 14
- 56) 前掲 49), 89
- 57) 伊勢神宮は皇室の宗廟であり, 参拝する場所であるため, 国立公園の持つ観光とは性格と目的が異なることが考えられる。
- 58) 杉谷房雄 (1969): 神宮・明治百年史 中巻: 神宮司守, 332-333
- 59) 前掲 58), 333
- 60) 前掲 11), 220
- 61) 畔上直樹 (2011): 明治神宮内苑造営と「その後」-近代林学・造園学の「鎮守の森」論: 神園(5), 119-128 明治神宮造営以前の鎮守の森は, 針葉樹人工林を軸とする常緑樹が理想像とされていた。しかし, 針葉樹が育成されにくい立地条件である明治神宮造営の結果, 鎮守の森は神代さながらの森であるから, 郷土固有の樹木を基調とした混雑林は天然更新が容易であり, 永久に続いていく神社の森に相応しいという, 極相林を軸にした新たな鎮守の森像へと変化した。また, 神社は殿舎建築だけでなく, 鎮守の森が必要であり, 森なしでは神社は成り立たず, 森があってこそ神社は完成するという論理が構築されたという指摘。
- 62) 石神甲子郎 (1970): 伊勢志摩国立公園の自然保護対策について: 伊勢志摩国立公園協会, p7-8
- 63) 大宮司の他一名が囃子役しているが, 石神の述懐には小宮司の場合と神宮秘書課長の場合の2通りがある。
- 64) 前掲 11), 223
- 65) 北岡は神宮崇敬者総代であり, 宇治山田商工会議所元会頭でもあった。
- 66) 中村賢一 (1994): 北岡善之助 伊勢の博覧会男: 伊勢志摩編集室, 114-115
- 67) 橋爪紳也 (2001): 近代日本の空間プランナーたち(17)神都の博覧会男 北岡善之助: CEL(56), 90
- 68) 前掲 66), 115-116
- 69) ボヘムは昭和初期に来日経験があり, 日本庭園の研究を行い, ミルウォーキー博物館長を務めていた。
- 70) 前掲 58), 340
- 71) 前掲 58), 355-356
- 72) 石神の国立公園候補地の指定や編入の申し出。
- 73) 前掲 21), 223
- 74) 前掲 21), 223-224
- 75) 伊勢志摩国立公園指定 50周年記念事業実行委員会編 (1997): 伊勢志摩国立公園 50年史: 伊勢志摩国立公園指定 50周年記念事業実行委員会, 40-41
- 76) 前掲 21), 224
- 77) 当時の神宮林は大蔵省の所管であったが, 厚生省移管などが考えられる。
- 78) 前掲 5), 131
- 79) 堀はGHQの力を使い, アメリカ型の公園区域を設定したとしている。
- 80) 前掲 67), 92
- 81) 前掲 58), 332
- 82) 国鉄松阪管理部は現在の(1946年3月)神宮に魅力はないと言い切っている。前掲 46), 332
- 83) 前掲 11), 217